(五) 連結納税制度

(1) 連結欠損金の繰越し制度について、次の見直しを行う。（第八一条の九関係）

イ　連結欠損金額とみなす欠損金額の範囲に、連結納税の開始又は連結納税への加入に伴う資産の時価評価制度が適用されない連結子法人の最初連結事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額等及び連結子法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額等を追加する。

ロ　右記イの欠損金額等及び連結親法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額等で連結欠損金額とみなされるものを特定連結欠損金額とする。

ハ　連結所得の金額から控除する特定連結欠損金額は、特定連結欠損金個別帰属額（特定連結欠損金額に係る連結欠損金個別帰属額をいう。）を有する各連結法人の当該特定連結欠損金個別帰属額が個別所得金額に達するまでの金額の合計額（連結所得の金額を限度）とする。

(2) 連結納税の承認申請書の提出期限について、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の三月前の日（改正前六月前の日）とする。（第四条の三関係）

(3) 連結親法人事業年度開始の日の前後一月の期間において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の最初連結事業年度の特例制度について、連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができる制度に改組し、この制度の適用を受けた当該他の内国法人の連結納税の承認の効力発生日を当該末日の翌日とする。（第四条の三、第一四条及び第一五条の二関係）

2　資本に関係する取引等に係る税制について、次のとおり整備を行うこととした。

(一) 受取配当等の益金不算入制度及び外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度について、法人が受ける配当等の額（自己株式の取得に基因するみなし配当の額に限る。）の元本である株式で自己株式としての取得が行われることが予定されているものを取得した場合におけるその取得した株式に係る配当等の額（その予定されていた自己株式としての取得に基因するみなし配当の額に限る。）については、適用しない。（第二三条及び第二三条の二関係）

(二) 抱合株式については、譲渡損益を計上しない。（第六一条の二関係）

(三) 清算所得課税の廃止及びこれに伴う措置

(1) 清算所得課税を廃止するとともに、清算中の内国法人である普通法人又は協同組合等に各事業年度の所得に対する法人税を課する。（第五条、旧法人税法第六条及び第九二条～第一二〇条関係）

(2) 法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、青色欠損金額等以外の欠損金額を損金の額に算入する。（第五九条関係）

(3) 連結子法人の解散（合併による解散を除く。）のうち破産手続開始の決定による解散以外のものを、連結納税の承認の取消事由から除外する。（第四条の五関係）

(4) みなし事業年度、確定申告書の提出期限等について所要の規定の整備を行う。（第一四条、第七四条、第七五条の二及び第一三五条関係）

(四) その他

(1) 支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合において、その支配関係が合併法人等の適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日の五年前の日又は合併法人等若しくは被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続してあるときは、繰越青色欠損金額に係る制限制度及び特定資産の譲渡等損失額の損金不算入制度を適用しないこととする。（第五七条、第六二条の七及び第八一条の九関係）

(2) 内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、その未処理欠損金額等に相当する金額は、その株主である内国法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた当該他の内国法人の事業年度開始の日の属するその株主である内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。（第五七条、第五八条及び第八一条の九関係）

(3) 分割型分割について、みなし事業年度を設けないこととする。（第一四条及び第一五条の二関係）

(4) 一括評価金銭債権又は短期売買商品、売買目的有価証券、空売り等に係る契約、未決済デリバティブ取引に係る契約、繰延ヘッジ処理若しくは時価ヘッジ処理の対象となる資産等若しくは外貨建資産等を適格分社型分割等により移転する場合には、その移転の直前の時又は前日を事業年度終了の日とみなして、貸倒引当金の繰入れ又は時価評価による損益の計上を行う。（第五二条、第六一条、第六一条の三～第六一条の七及び第六一条の九関係）

(5) 合併類似適格分割型分割が行われた場合の欠損金の引継ぎ等を廃止する。（第五七条、第五八条、第六一条の一一、第六一条の一二、第八〇条、第八一条の九及び第八一条の三一関係）

3　特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止することとした。（旧法人税法第三五条関係）

4　保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化を図ることとした。（第一三八条関係）

5　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

(一) 脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一、〇〇〇万円（改正前五〇〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第一五九条関係）

(二) 秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第一六〇条～第一六二条関係）

(三) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧法人税法第一六三条関係）

三　相続税法の一部改正関係（第三条関係）

1　保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化を図ることとした。（第三条関係）

2　相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人が八五歳（改正前七〇歳）に達するまでの年数とすることとした。（第一九条の四関係）

3　定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価について、次の見直しを行うこととした。（第二四条及び第二五条関係）

(一) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。

(1) 解約返戻金相当額

(2) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額

(3) 予定利率等を基に算出した金額

(二) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とする。